

建設業新分野教育 離職者雇用

助成2制度を創設

雇用保険法施行規則改正

8日から厚労省

厚生労働省は4日、2009年度第2次補正予算で創設した中小建設企業向けの「建設業新分野教育訓練助成金」と、建設業離職者を雇用した企業を対象とした「建設業離職者雇用開発助成金」の2つの助成金制度について、8日から制度の運用を始めることを明らかにした。また、新分野教育訓練では訓練時間が1日当たり3時間を超えること

と、離職者雇用開発では採用する建設業離職者が採用日前の1年間のうち6カ月以上建設業に従事していたなど、企業が助成金を受けるための具体的な要件も分かった。

厚労省は、2つの助成金を合わせた「建設業労働者緊急雇用確保助成金」の創設を盛り込む雇用保険法施行規則改正省令を8日に公布、官報に掲載する。

助成金制度の創設は、政府の緊急経済対策に盛り込まれていた「建設労働者の雇用の確保と再就職の促進」を具体化した措置。民需の長期的な低迷と公共事業の大幅な削減で、建設業が雇用の受け皿にはなり得ず、多くの離職者が発生する状況になりつつある。このため政府は、建設業とグリーン分野の兼業により雇用を維持する建設企業と、

建設業からの離職者を雇用する企業を助成金制度によって支援することにした。両助成金とも支給期間は11年3月31日までとなる。

建設業新分野教育訓練助成金は、常時雇用が300人を超えていないか資本金が3億円を超えない中小建設企業の事業主が、建設労働者の雇用を維持しながら、農林や観光、介護などの「グリーン雇用」といわれる建設業以外の事業に従事するために、必要な教育訓練を実施した場合、その実施経費3分の2を助成する。また、教育訓練としてOJT（職場内訓練）は認めない。また、必要な教育訓練を実施した期間に事業主が支払った賃金についても、一定の条件のもとに助成する。

この助成金を受けるには、企業があらかじめ教育訓練計画を作成し、事前に都道府県労働局に届け出る必要がある。この届け出により労働局が支給要件を満たしているのかを確認する。教育訓練終了後に企業が助成金の交付を労働局に申請する。

教育訓練の実施経費は、▽実際の経費総額に3分の2を掛け、その額を教育訓練した日数で割り出す。1日当たり20万円を上限に支給▽訓練日数は60日を限度――などが支給要件。また、賃金に対する事業主への助成は、▽1人当たり日額7,000円を上限▽助成は60日間を限度▽訓練時間が1日当たり3時間を超えないこと――としている。

ること――としている。

予算は09年度第2次補正と10年度予算案を合わせ1億3,300万円を計上している。

一方、建設業離職者雇用開発助成金は、事業主が45歳以上60歳未満の建設業離職者を公共職業安定所や職業紹介事業者からの紹介によって、「継続して雇用する者」（雇用保険被保険者）として雇い入れた場合に、1人当たり中小企業に90万円を支給する制度。大企業への支給額は50万円となる。

建設業離職者をほかの建設企業が受け入れても、この助成金制度は適用されない。また、不動産業など他の業種を中心に事業を行い、一部で建設業を手がけている企業も原

則として適用外になる。

助成金を企業へ交付する時期は雇用の6カ月後から。交付方法は、企業が労働局に対して雇用から6カ月後に交付を申請。実際の交付は、交付額の2分の1を雇用から6カ月後、残りを1年後となる。これは「継続雇用を側面から担保する」（職業安定局）ことが狙いという。

交付要件となる建設業離職者は、▽採用日前の1年間のうち6カ月以上建設業に従事▽技能労働者だけでなく、事務や営業などの建設業元社員▽個人事業主は建設業従事期間の証明が必要――など。助成額の予算は、10年度予算案に6億5,200万円を計上している。